

平成 31 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 廣 濟 堂
代 表 者 名 代表取締役社長 土井 常由
(コード番号 7868 東証 第1部)
問 合 せ 先 取締役 小林 秀昭
電 話 (03) 3453-0557

(変更) 「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が、平成 31 年 1 月 17 日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(同月 18 日付で公表いたしました「(訂正)『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部訂正について」による訂正を含みます。)について、一部変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

また、今般の一部変更に至る経緯は以下のとおりです。

まず、平成 31 年 2 月 19 日付の「当社監査役の MBO に対する反対の意見表明について」(以下「当社平成 31 年 2 月 19 日付プレスリリース」といいます。)でお知らせしたとおり、当社の中辻一夫監査役(以下「中辻監査役」といいます。)は、当社の平成 31 年 1 月 17 日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(その後の訂正を含みます。以下「当社平成 31 年 1 月 17 日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせした現在実施されている株式会社 BCJ-34(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関し、平成 31 年 1 月 17 日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことに対して、異議がないことを明示した上で、決議の直後に、「成立に向けて頑張ってください」と述べて、改めて異議がないことを示すとともに、他の取締役を激励する発言をされておられました。

しかし、本公開買付け開始後に、中辻監査役の代理人から当社に対して平成 31 年 2 月 5 日付の通知書が届き、当該通知書においては、上記取締役会における中辻監査役の対応に関して「当社監査役として異議を述べるべきか否かについての意見形成ができなかったため、明示的に異議を述べなかったに留まる」旨の中辻監査役の主張が記載されておりました。もっとも、実際に中辻監査役は、上記取締役会において上記決議を行うことに対して、異議がないことを明示した上で、上記決議の直後に、「成立に向けて頑張ってください」と述べて、改めて異議がないことを示すとともに、他の取締役を激励する発言をしてきたため、同月 12 日付の当社の中辻監査役に対する回答書においてその旨を回答してお

りました。なお、同年1月31日及び2月8日に開催された当社取締役会においても、中辻監査役から本公開買付けに対する反対の意見はなく、その他、当社においては、同年2月18日まで中辻監査役から本公開買付けに対して反対である旨の意見は受領しておりませんでした。

もつとも、中辻監査役から、本公開買付けに反対する旨の意見を表明する旨が記載された平成31年2月19日付通知書を受領したため、同月25日開催の当社取締役会において、中辻監査役に対してその真意等の確認を行ったところ、当該取締役会において、中辻監査役は、(i)中辻監査役に対する本公開買付けに関する説明が、平成31年1月17日開催の取締役会の当日に行われたことが不服であったこと、(ii)当社が本公開買付けについて創業家大株主の了解をとるべきであったこと、及び、(iii)610円という本公開買付けの公開買付価格が感覚的に安いと感じていることという3点を理由として、平成31年1月17日当初から一貫して本公開買付けに反対であったとの主張をされました。

しかし、当社平成31年2月19日付プレスリリースでも既に開示しておりますとおり、中辻監査役は、平成31年1月17日開催の当社取締役会において本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことに対して、異議がないことを明示した上で、決議の直後に、「成立に向けて頑張ってください」と述べて、改めて異議がないことを示すとともに、他の取締役を激励する発言をされておられましたので、中辻監査役の上記主張は事実に反します。本日開催の取締役会でこの点を問いただしたところ、中辻監査役は平成31年1月17日開催の当社取締役会での言動については「ぼうっとして内容を理解していなかった」「激励したというのは嫌みを言ったつもりだった」等と述べるのみであり、また、「出席監査役は、本議案の内容につき異議がない旨の意見を述べた」との記載がある取締役会議事録に中辻監査役が押印している点についても、「いつもの癖で押した」と述べるのみでした。なお、中辻監査役の当社宛ての2月19日付通知書においても、「平成31年2月8日の時点においては」「正式に反対の表明はしておりませんでした」との記載もなされております。

また、中辻監査役に対する本公開買付けに関する説明が平成31年1月17日開催の取締役会の当日に行われたことが不服であったとの点につきましても、当社平成31年2月19日付プレスリリースで既に開示しておりますとおり、情報管理の観点等を勘案して各役員に対して本公開買付けに関する情報を共有した時期に前後はございましたが、中辻監査役に対しても、本公開買付けに関して、平成31年1月17日開催の取締役会に先立って、当日、他の監査役に共有していた内容と同程度の内容について説明を行い、本公開買付けの意義・内容について十分にご理解をいただけたものと認識しており、実際に中辻監査役は、当該取締役会において本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことに対して、異議がないことを明示した上で、決議の直後に、「成立に向けて頑張ってください」と述べて、改めて異議がないことを示すとともに、他の取締役を激励する発言をされていたことから、平成31年1月17日から一貫して本公開買付けに反対であったとの主張の合理的な理由とはならないものと考えております。

さらに、中辻監査役は、当社が本公開買付けについて創業家大株主の了解をとるべきであったことを理由の1つとして、平成31年1月17日当初から一貫して本公開買付けに反対であったとの主張をされましたが、中辻監査役は平成31年1月17日以降になって初めて創業家大株主の意向を知ったとも発言されており、同日時点においては、当社が本公開買付けについて創業家大株主の了解を取得済みであるか否かについての認識を有していなかったものと考えられることから、この点を理由として、平成31年1月17日から一貫して本公開買付けに反対であったとの主張をされることは、論理的に矛盾しているものと考えております。なお、当社といたしましては、平成31年1月17日には創業家大株主に連絡をしておりますが、引き続き、本公開買付けに対するご理解を得られるよう、誠意を尽くしていく所存です。

最後に、610円という本公開買付けの公開買付価格が感覚的に安いと感じているとお考えも、本日の取締役会に至るまで一度も伺ったことはなく、また、具体的な根拠も何ら示されておりません。

以上から、当社としては、中辻監査役の主張は事実と反するものであり、到底受諾できないものと考えております。

なお、中辻監査役から受領した平成31年2月19日付通知書においては、当社経営陣が正当な理由なく中辻監査役による報告要請に応じていないことを理由として本公開買付に反対する旨の意見を持つに至った旨の記載がありましたが、本日の取締役会において、中辻監査役は、本公開買付けに反対する理由として上述の3点を述べており、当社経営陣が報告要請に応じていないことが理由であると述べられることはありませんでした。もっとも、念のためこの点について補足いたしますと、当社といたしましては、平成31年2月19日付の「当社監査役のMBOに対する反対の意見表明について」で既にお知らせしており、中辻監査役による報告要請は、監査役としての職務遂行の目的ではなく、一部の特定の当社株主（の代理人）が当社の内部情報を取得する目的のために行われたものなのではないかとの強い疑念を抱いており、当該疑念を払拭するための対応を適切にとって頂く必要があると考えておりますが、当該疑念が払拭された場合には、中辻監査役の監査役としての職務遂行に必要な範囲で中辻監査役からの報告請求に応じる意向を有しており、そのことは、当社の2月21日付回答書で中辻監査役に回答済みです。したがって、当社といたしましては、当社経営陣が正当な理由なく中辻監査役による報告要請に応じていないとの認識はもっておりません。

もっとも、中辻監査役が、本日現在、本公開買付けに反対する旨の意見を有していることは確認されましたので、以下のとおり、今般の一部変更に至りました。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

③ 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

【変更前】

<前略>

また、上記取締役会では、当社の監査役全員が、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

<後略>

【変更後】

<前略>

また、上記取締役会では、当社の監査役全員が、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。その後、当社の中辻一夫監査役は、当社の平成31年2月25日付取締役会において、当社に対し、本公開買付けに反対する旨の意見を表明しております。

<後略>

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

【変更前】

<前略>

また、上記当社取締役会では、審議に参加した当社の監査役全員が、当社取締役会が上記決議をすることについて異議がない旨の意見を述べました。

<後略>

【変更後】

<前略>

また、上記当社取締役会では、審議に参加した当社の監査役全員が、当社取締役会が上記決議をすることについて異議がない旨の意見を述べました。その後、当社の中辻一夫監査役は、当社の平成31年2月25日付取締役会において、当社に対し、本公開買付けに反対する旨の意見を表明しております。

<後略>

以 上